

動労連帯高崎

国鉄高崎動力車連帯労働組合
〒360-8799 熊谷郵便局私書箱 56 号
dororentai@gmail.com
2018 年 3 月 11 日 NO. 162

3 月 17 日、ストライキ決行！！

J R 東労組の組合員、脱退した労働者 そして家族の皆さんに訴えます

J R 東労組の崩壊が始まっています。全体で 1 万人、高崎地本ではほとんどの組合員が脱退しています。脱退した方も残った方も、関連労組の方も「これからどうなるのか？」と不安を感じていると思います。何が起きているのか？

自己保身のためストをもて遊んだ東労組本部

東労組本部は『格差ベア根絶』を掲げ指名スト方針を打ち出しましたが、ほんの一部の役員が会社とのゆ着体制を維持するための「抵抗」にすぎません。実際、すぐに撤回されました。これを機に会社は 30 年続けてきた「労使共同宣言」の失効を宣言し、全面的な組合破壊を始めたのです。

「もっと会社にひれ伏すべき」という地本役員

高崎地本の役員は「今はストをやれる体制にない」などと言いますが、つまりは「会社と絶対に闘うな」ということです。彼らは本部からの「統制処分」を避けるためだけに「新組合結成」でもなく「脱退」という、もっとも無責任な方針を組合員に強制しています。今後、共済（慶弔金など）や長年積み立ててきた闘争資金はどうなるのか？ 何の説明もないまま、ただただ不安と疑心暗鬼だけが職場に蔓延しています。四分五裂の本部・地本役員連中は自己保身しか考えていません。誰も労働者の方を向いてはいません。

私たちはストライキで闘います

私たち動労連帯高崎、動労総連合は国鉄分割・民営化や外注化非正規職化に反対し、ストライキで闘ってきました。「会社に攻撃されるから早く脱退しよう」などとすすめる役員とはなんのでしょうか？

みなさん、もう一部の組合幹部同士の権力争いと自己保身に振り回されるのはやめ、全面的な外注化と非正規職化（低賃金・不安定雇用）をねらう J R 東日本と、団結して闘いましょう。動労連帯高崎、動労総連合はみなさんの不安・怒りと徹底的に向き合います。そして T T S（高崎鉄道サービス）の清掃労働者を先頭に、今春闘をストライキで闘います。動労連帯に結集してともに闘いましょう！（裏面に続きます）

動労連帯にご連絡を！ 連絡先は dororentai@gmail.com
動労連帯の最近のビラは <http://kumashien.web.fc2.com>

動労連帯はT T Sに再度の団交を要求しました。回答期限は3月15日です。これらの要求に誠実に対応しない場合、ストライキで闘います。要求項目は（要旨）、

希望者全員を正社員！ 正社員の定年65歳！ 要員確保！ 人員数「目安」発言を撤回せよ！

1、要員関係について

(1)希望者全員を正社員に(2)定年を65歳に(3)適正な休養の取れる要員を(4)籠原構内の外勤を1増に(5)籠原構内のK1外しやめよ(6)社員数は月ごとに人員の出入りがあり変動すると回答、その原因は(7)勤務形態ごとに掲載されている人員数、「目安」発言を撤回する事。併せてJRに対して行っている作業完了報告については作業実績についてどのように報告しているのか明らかに(8)休日出勤の実績、統計を明らかに(9)年休消化率を明らかに(10)エルダーの今後の受け入れについての考えを明らかに

2、プロパーの養成状況について（略）

最低時給1,500円、住宅手当、扶養手当、退職金！ 徹夜加給1,700円、夜勤加給1,000円！ 作業リーダー手当！ ポリッシャー作業手当！

3、賃金引き上げについて

(1)賃金を時間当たり最低1,500円に(2)住宅手当を(3)扶養手当を(4)退職金を(5)徹夜加給と夜勤加給が現行の支給対象・金額になった経緯を明らかにし、徹夜加給1,000円を1,700円に、夜勤加給560円を1,000円に(6)管理者不在時の管理業務代行には手当を(7)車両清掃や駅舎定期清掃、草刈作業などの作業リーダーには手当を(8)ポリッシャー作業にはビルメンテナンス資格保有者をあて、手当を。資格取得のために会社が必要な負担を

全員の無期雇用転換を！ 団交出席者制限撤廃！

4、「無期雇用転換について対象者を精査中」その結果について明らかに

5、人権教育については、コンプライアンス勉強会の充実を図ると回答されたが、その後の説明会はわずか20分ほどの説明で、部落差別解消については皆無であるが、「JRひがし」1月号との関係と見解を明らかに

6、籠原における構内作業マニュアルについて、用語が統一されていない。

7、団交出席者制限を撤廃する事。

8、組合側・会社側双方が団体交渉について録音し、それを議事録とする事。

1の(7)は、会社側資料で「3人」としながら2人で作業させ、委託元JRからは3人分の人件費を受け取っていたならば、法的にも大問題です。

3の(2)(3)(4)は、契約社員・パート社員にも、ということです。3の(8)は、資格保有者がまずポリッシャー作業にあたり、無資格での作業はなくしていくべきだ、ということです。草刈作業の刈払機講習のように。

7は問答無用です。団交権の侵害です。8は、正式な議事録を作成する作業が必要です。法的にも通用する議事録を。

動労連帯に加入してJR・T T Sの横暴と闘おう！